知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて約5週間が経過しました。 感染拡大の兆候をいち早く捉え、まん延防止等重点措置を講じてきた 本県では、いわゆる第3波で見られた感染の急拡大は、何とか回避でき ています。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に深く感謝します。

しかし、新規感染者数は、減少傾向ではありますが、現在も 200 人を超えるなど高止まっており、まだ、感染状況を判断する全ての指標は、依然としてステージⅢの水準にあります。

また、感染力の強い変異株の割合が8割を超えており、若い方でも重症化するなど、重症化率が高くなっています。さらに、入院が長期化する傾向が見られるなど、警戒を緩められる状況にはありません。

こうした状況から、本日、国は、本県におけるまん延防止等重点措置 の適用を、6月20日まで延長しました。

県民、事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、新型コロナウイルスから、皆さんの「いのち」を守るため、改めて、次の事項を要請します。

(事業者の皆さんへ)

- 17 市町を対象としてきた、まん延防止等重点措置を行う区域(措置 区域)に、6月1日から平塚市、小田原市、秦野市を追加します。
- 措置区域となる 20 市町では、次の事項を要請します。
 - ・ 飲食店においては、20時までの時短営業と、酒類・カラオケ設備の終日提供停止
 - ・ 1,000 平米を超える大規模な集客施設においては、20 時までの営業時間の短縮
- 措置区域以外の市町村では、次の事項を要請します。
 - ・ 飲食店においては、21 時までの時短営業と、カラオケ設備の終日 提供停止。酒類の提供は、本数制限、時間制など、店舗の実情にあった対応
- 時短営業に応じていただいた飲食店や、大規模集客施設に対しては、 引き続き、一定の条件のもとで協力金をお支払いします。県は、協力 金の迅速な支給に努めていきます。

また、酒類の提供停止の影響を受ける飲食店以外の事業者に対して も、今後支援策を検討します。

○ 県は、飲食店が感染拡大防止を図りながら営業できるよう、マスク 飲食実施店認証制度を進めています。県は、認証店を「安心して利用 できる店」として積極的にPRするほか、インセンティブの更なる充 実に努めます。

- 措置区域内において、県の要請に応じていない店に、多くの客が訪れている実態があります。感染拡大防止に加え、要請に応じていただいている店と公平性を保つために、県は特措法に基づく命令等を行っていきます。
- 県内全ての集客施設では、施設内外で混雑が生じないよう、入場制限など、引き続き入場整理の徹底をお願いします。
- 在宅勤務の徹底を図るとともに、従業員に対する会食の自粛や不要 不急の外出自粛等の周知をお願いします。

(県民の皆さんへ)

- 変異株による感染が主流になっていますが、変異株への特別な対策はありません。県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M(適切なマスク着用)・A(アルコール消毒)・S(アクリル板等で遮蔽)・K(距離と換気)の基本的な感染防止対策を徹底することが、何よりも重要です。
- また、マスクをしていても、複数で同じ場所に長時間いたことで感染した例もみられますので、できるだけ短時間、特に換気を徹底してください。少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えも厳禁です。
- 外出や県境を跨ぐ移動は、生活に必要な場合を除いて、引き続き自 粛してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。外食する際は、昼夜を問わず、短時間にしていただき、マスク飲食を徹底してください。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方とのホームパーティーなどは、絶対にやめてください。
- 発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校や クラブ活動等の参加は、やめてください。

県は、引き続き、神奈川モデルによる医療提供体制の確保に、全力で取り組んでいきます。また、感染防止に大きな効果が期待できるワクチンを、一刻も早く県民の皆さんに接種できるよう、市町村とともに、接種体制の充実に取り組んでいます。

6月20日までで、まん延防止等重点措置が終えられるよう、感染拡大 防止に向け、引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願 いいたします。

令和3年5月28日